

総務 2 - 1

許認可等の内容	補助金等の交付の決定		
根拠法令及び条項	鳥取市補助金等交付規則第 5 条第 1 項		
担 当 課	補助金等の各主管課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	14 日。ただし、別表に掲げる補助金等については、同表に記載のとおりとする。	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 地方自治法第 232 条の 2 の規定による補助金等の交付の決定は、規則第 2 条第 1 号に規定する「補助金等」に該当し、かつ、公益上必要があると認める補助事業等について、予算で定める範囲内において行うものである。その具体的な判断は、次に掲げる事項等について審査し、補助金等の適正な執行及び交付の目的が達成されることを確認したときに決定する。 1 当該申請に係る補助事業等が憲法第 89 条（公の財産の支出又は利用の制限）の規定又は公金の支出に関する法令、条例若しくは規則の規定に違反しないこと。 2 当該申請に係る補助事業等の目的が当該補助金等の交付の根拠となる法令、条例又は規則に規定する補助金等の交付の目的その他補助金の適正な執行を確保するための規定に違反しないこと。 3 申請があった補助金等の金額が予算で定める補助金等の額の範囲内であること及びその算定が補助事業等の執行のため合理的かつ効率的であると認められること並びに補助事業等の計画の変更に基づく必要な収支予算が定められていること。 4 規則第 3 条第 2 項に規定する補助金等交付基準に定める基準を満たしていること。 5 当該申請に係る添付された「事業計画書」等による計画が適正に執行される計画であること。 6 規則第 16 条の規定による財産の処分制限その他補助事業等が将来にわたり補助金等の交付の目的が維持されることを目的とする補助金等にあつては、当該財産の維持が必要とする限度において適正な財産の維持又は管理が確保されていること。 なお、鳥取市社会福祉協議会に対して交付する「鳥取市社会福祉協議会補助金」など特定の団体等に対して交付すること自体がその補助金の目的である補助金等については、当該団体等であることが交付の要件になることから、審査基準は設定しない。			
別表 標準処理期間を 14 日とする補助金等以外の補助金等			
補助金等の名称		主管課	標準処理期間
鳥取市子どもの居場所づくり補助金交付要綱		人権推進課	60 日
鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備費補助金		政策企画課	20 日
鳥取市アートスタート活動支援事業補助金		文化交流課	34 日
鳥取市国内交流補助金		文化交流課	44 日
鳥取市空き家利活用支援事業補助金		地域振興課	34 日
鳥取市輝く中山間地域創出事業補助金		地域振興課	60 日
鳥取市地域コミュニティ活動支援事業交付金		協働推進課	20 日
鳥取市地域コミュニティ除雪活動支援事業補助金		協働推進課	20 日
鳥取市市民まちづくり提案事業助成金		協働推進課	60 日
鳥取市生活衛生営業振興事業補助金		生活環境課	20 日
鳥取市社会福祉法人等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業補助金		長寿社会課	50 日
鳥取市福祉の店販売機能強化事業補助金		障がい福祉課	44 日
鳥取市障がい児・者地域生活体験事業補助金		障がい福祉課	44 日
鳥取市障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金		障がい福祉課	44 日
鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業補助金		障がい福祉課	44 日
鳥取市医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業補助金		障がい福祉課	74 日

鳥取市強度行動障がい者サービス体験利用等促進事業補助金	障がい福祉課	74 日
鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業）補助金	障がい福祉課	74 日
鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成）補助金	障がい福祉課	74 日
鳥取市産休等代替職員費補助金	幼児保育課	30 日
鳥取市子育て短期支援整備事業補助金	こども家庭センター	44 日
鳥取市がん患者の社会参加応援事業補助金	健康づくり推進課	30 日
鳥取市抗がん剤治療副作用対策支援事業補助金	健康づくり推進課	30 日
鳥取市動物愛護センター施設費補助金	生活安全課	20 日
動物福祉推進事業補助金	生活安全課	20 日
鳥取県食品衛生協会補助金	生活安全課	20 日
ふるさと産業規模拡大事業補助金	経済・雇用戦略課	20 日
伝統工芸等後継者育成支援事業補助金	経済・雇用戦略課	20 日
鳥取市企業立地促進補助金	企業立地・支援課	30 日
鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金	観光・ジオパーク推進課	60 日
鳥取市鳥取梨生産振興事業費補助金	農政企画課	34 日
鳥取市鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金	農政企画課	34 日
鳥取市園芸産地活力増進事業費補助金	農政企画課	34 日
鳥取市青年就農給付金	農政企画課	34 日
鳥取市就農条件整備事業費補助金	農政企画課	34 日
鳥取市企業等農業参入促進支援事業費補助金	農政企画課	34 日
湖山池周辺農業振興対策事業費補助金	農政企画課	34 日
鳥取市親元就農促進支援交付金	農政企画課	34 日
鳥取市戦略的園芸品目（イチゴ（とっておき））総合対策事業費補助金	農政企画課	34 日
鳥取市園芸施設等復旧対策事業費補助金	農政企画課	34 日
鳥取市産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金	農政企画課	34 日
鳥取市中山間地域を支える水田農業支援事業補助金	農政企画課	34 日
鳥取市集落営農体制強化支援事業費補助金	農政企画課	34 日
鳥取市農地集積・集約化等対策事業費補助金	農政企画課	34 日
鳥取市経営発展支援事業費補助金	農政企画課	34 日
鳥取市がんばる農家プラン事業費補助金	農政企画課	44 日
鳥取市農業経営基盤強化資金利子補助金	農政企画課	44 日
鳥取市もうかる 6 次化・農商工連携支援事業費補助金	農政企画課	44 日
鳥取市がんばる地域プラン事業費助成金	農政企画課	44 日
鳥取市スマート農業社会実装加速化総合支援事業費補助金	農政企画課	44 日

鳥取市鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金	農政企画課	50 日
鳥取市産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	農政企画課	50 日
鳥取市経営所得安定対策等推進事業費補助金	農政企画課	50 日
鳥取市和牛振興計画推進事業費補助金	農政企画課	50 日
鳥取市間伐材搬出支援事業費補助金	林務水産課	20 日
鳥取市森林整備担い手育成対策事業補助金	林務水産課	30 日
鳥取市林業後継者育成事業補助金	林務水産課	30 日
鳥取市栽培漁業推進事業費補助金	林務水産課	34 日
鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金	林務水産課	34 日
鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金	林務水産課	34 日
鳥取市漁業経営開始円滑化事業費補助金	林務水産課	34 日
鳥取市森林整備地域活動支援交付金	林務水産課	34 日
鳥取市シカ被害対策省力化支援事業費補助金	林務水産課	34 日
鳥取市沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金	林務水産課	44 日
鳥取市漁業研修事業費補助金	林務水産課	44 日
鳥取市竹林整備事業費補助金	林務水産課	50 日
バス運行対策費鳥取市補助金	交通政策課	30 日
鳥取市生活バス路線運行費等補助金	交通政策課	30 日
鳥取市まちなか空き家改修支援事業補助金	まちなか未来創造課	34 日
鳥取市まちなか空き家残置物処分支援事業補助金	まちなか未来創造課	34 日
鳥取市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業補助金（住宅セーフティネット事業費）	建築住宅課	60 日
鳥取市自転車通学用ヘルメット購入費補助金	学校保健給食課	44 日
鳥取市麒麟のまちスポーツ振興事業補助金	生涯学習・スポーツ課	30 日

変更日 平成 22 年 4 月 1 日

変更日 平成 23 年 4 月 1 日

変更日 平成 25 年 4 月 1 日

変更日 平成 26 年 4 月 1 日

変更日 平成 28 年 4 月 1 日

変更日 平成 29 年 4 月 1 日

変更日 平成 30 年 4 月 1 日

変更日 平成 31 年 4 月 1 日

変更日 令和 3 年 4 月 1 日

変更日 令和 4 年 4 月 1 日

変更日 令和 5 年 4 月 1 日

変更日 令和 6 年 4 月 1 日

総務 2 - 2

許認可等の内容	補助事業等計画変更の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市補助金等交付規則第 9 条第 1 項		
担 当 課	補助金の各主管課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 補助事業等計画変更の承認は、次の事項等を判断して行う。 1 補助金等に要する予算を変更しようとするとき (1) 補助事業等計画変更申請書並びに変更前及び変更後に係る規則第 4 条第 1 号及び第 2 号に規定する書類が提出され、かつ、提出された書類に補助金等に要する予算の変更をしようとする ことについて必要な事項が記載されていること。 (2) 補助金等に要する予算の変更が補助金等の交付の目的に適合し、かつ、当該変更すること について相当の理由があること。 (3) 予算を変更する補助金等の額が予算で定める補助金等の額の範囲内であること及びその算定 が補助事業等の執行のため合理的かつ効率的であると認められること並びに補助事業等の計画 の変更に基づく必要な収支予算が定められていること。 2 補助事業等の内容を変更しようとするとき (1) 補助事業等計画変更申請書並びに変更前及び変更後に係る規則第 4 条第 1 号及び第 2 号に規 定する書類が提出され、かつ、提出された書類に補助事業等の内容の変更をしようとするこ とについて必要な事項が記載されていること。 (2) その他補助事業等の内容を変更する場合の審査基準は、第 5 条の規定による補助金等の交付 の決定の審査基準を準用する。 3 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 天災地変により補助事業等の中止又は廃止をする必要が生じた場合 (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 5 条に規定する場合 (3) 当該補助事業者等が人的又は財源的な減少により、活動ができなくなった場合 (4) その他補助事業者が補助事業等の中止又は廃止をすることについて相当の理由があると特に 認められる場合			

総務 2 - 3

許認可等の内容	補助金等の額の確定		
根拠法令及び条項	鳥取市補助金等交付規則第 12 条の 2		
担 当 課	補助金の各主管課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	1 4 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 補助金等の額の確定は、補助事業等が完了した後において、次のすべての事項に該当するときに行うものとする。 1 規則第 10 条第 2 項に規定する補助事業等完了届が提出され、規則第 18 条第 1 項に規定する検査を行った結果、適切に事業が執行されたと判断したとき。 2 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書が提出され、その内容が適切であったと判断したとき。 変更日 令和 3 年 4 月 1 日			

総務 2 - 4

許認可等の内容	補助事業等完了前の補助金等の交付通知		
根拠法令及び条項	鳥取市補助金等交付規則第 11 条第 2 項		
担 当 課	補助金の各主管課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	1 4 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 補助金の概算払は、規則第 11 条第 1 項ただし書の規定により、補助事業者等の申出により特に必要があると認めるときに、その全部又は一部について行うことができるとされている。 ここで、「特に必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当するときとし、交付する割合は、個々のケースにより必要と認められる最小限とする。 1 補助事業等を行うための独自の経費が乏しいなど事業完了前に補助金等の交付を受けなければ、当該事業の実施（完了）が困難であると認められ、かつ、事業完了前に補助金等の交付を受けることによって当該事業を計画どおり確実に実施（完了）すると認められるとき。 2 完了前に交付することにより、補助金等の効果がより認められるとき。 変更日 令和 3 年 4 月 1 日			

総務 2-5

許認可等の内容	補助事業等に係る財産処分の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市補助金等交付規則第 16 条		
担 当 課	補助金の各主管課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 補助事業に係る財産処分の承認は、次の事項等を審査して、決定する。 1 補助事業者等が交付した補助金等の全部に相当する額を返還したとき。 2 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が定める期間を経過したとき。 ここで、「市長が定める期間」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号による各省各庁の長が定める期間をいう。			

総務 2-6

許認可等の内容	手数料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市手数料条例第 6 条第 1 項		
担 当 課	手数料の各主管課	処 分 権 者	市長ほか
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 手数料の減免は、条例第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 具体的には、市民課又は各総合支所市民福祉課の窓口において申請したものについて、次のいずれかに該当するときに行うこととする。 1 住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 7 条の規定による場合など、法令の規定により取り扱うとき。 2 官公署又はこれらの職員が、職務上必要で申請したとき。 3 公費の救助を受けている者が申請したとき及び公費の救助を受けるために必要があつて申請したとき。 4 災害、疾病などにより手数料を納付する資力がないと認められる者が申請したとき。 5 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言等がなされている場合において、当該助言等に従い手数料を減免することを適当と認めるとき。 6 本市の住民が、新型コロナウイルス感染症の影響及び物価高騰により、次のいずれかに該当する場合に必要な証明書の交付の申請をしたとき。 (1) 中小企業者等が金融対策の融資を受ける場合に住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書及び納税証明書の交付を申請したとき。 (2) 個人が生活福祉資金のうち緊急小口資金、総合支援資金（生活支援費）の貸付及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受ける場合に住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書及び納税証明書の交付を申請したとき。 (3) 個人が鳥取市低所得世帯に対する物価高騰支援給付金を受ける場合に住民票の写し、所得・課税証明書、戸籍証明書の全部事項証明書、戸籍の附票の写しの交付の申請をしたとき。 7 1 から 6 までに準ずるときその他手数料の減免につき相当の理由があると特に認められるとき。			
変更日 平成 24 年 2 月 1 日 変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

変更日	令和2年4月27日
変更日	令和2年12月15日
変更日	令和4年3月1日
変更日	令和4年11月27日
変更日	令和5年8月1日